平成２１年（フ）第１４２号
愛媛県宇和島市鶴島町５番12号
債務者　坂本　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第６５号
兵庫県南あわじ市榎列大榎列1573番地１
債務者　中野　秀子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第６９号
兵庫県南あわじ市神代地頭方1702番地１、前住所兵庫県南あわじ市神代地頭方1441番地４
債務者　プリーマダンススタジオ榎本こと　榎本百合子（旧姓廣内）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第７０号
兵庫県洲本市安乎町平安浦1531番地３、前住所大阪府枚方市長尾谷町１丁目305番地の４―311
債務者　有冨　茂生
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第４９号
高知県四万十市中村一条通３丁目２番20号
債務者　畔元清明商店こと　畔元　良一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第５０号
高知県四万十市中村一条通３丁目２番20号
債務者　畔元　証子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第６６号
高知県宿毛市西町５丁目13番５号
債務者　岡田　和久
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第６８号
高知県四万十市渡川１丁目７番11号
債務者　泥谷　和孝
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第５５６号
和歌山市弘西1057番地　アーバンハウスＮＡＫＡＩ103号室
債務者　森田　修也
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１１４３号
神戸市東灘区本庄町１丁目２番26―201号
債務者　戸田　幸雄
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２５１号
神戸市中央区脇浜町３丁目１番29―603号、従前の住所神戸市兵庫区熊野町４丁目７番25号
債務者　幣　　重基
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２７９号
神戸市東灘区深江本町３丁目７番４号コーポアガペ401号、従前の住所神戸市東灘区青木５丁目11番８号アート永和107号
債務者　廣見　憲治
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２９３号
神戸市垂水区青山台６丁目２番１―20号
債務者　坂本亜希子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１３９号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字半ノ木331番地81
債務者　伊藤　彰将
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６０１号
名古屋市中川区尾頭橋２丁目14番１号　ハイツ奈加川701号
債務者　石井勝利こと　鄭　　鏞得
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６０号
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附１番地10　レイクタウン寮７番館
債務者　外崎　守美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
熊本市桜木３丁目２番10号
債務者　柴田　　充
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部